

諮問日：令和3年11月15日（諮問乙第99号）

答申日：令和6年10月1日（答申乙第80号）

件名：罷免請求関係文書に係る個人情報非訂正決定に対する審査請求について

答 申

第1 審査会の結論

宮城県知事が行った個人情報非訂正決定は妥当である。

第2 審査請求に係る経過

- 1 審査請求人は、個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年宮城県条例第72号）附則第3条3項の規定により、なお従前の例によるものとされる同条例附則第2条の規定による廃止前の個人情報保護条例（平成8年宮城県条例第27号。以下「条例」という。）に基づき令和3年5月24日付けで開示を受けた個人情報（以下「本件個人情報」という。）に対し、令和3年7月11日付けで、別紙1の箇所に関する個人情報訂正請求（以下「本件訂正請求」という。）を行った。
- 2 宮城県知事（以下「実施機関」という。）は、条例第27条第1項の規定により、本件訂正請求に係る個人情報非訂正決定（以下「本件処分」という。）を行い、個人情報を非訂正とした理由を次のとおり付して、令和3年8月11日付けで審査請求人に通知した。

個人情報保護条例第27条第1項に規定する要件を具備しないため。
訂正を求める箇所及び内容が自己に関する個人情報に該当しないため。

- 3 審査請求人は、令和3年10月24日付けで、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、宮城県知事に対し審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

- 1 審査請求の趣旨
審査請求の趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。
- 2 審査請求の理由
審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書、及び反論書の記載によると、おおむね次のとおりである。

(1) 審査請求書

第一に、本件各決定の理由では、令和3年7月11日付け保有個人情報に関する訂正申立、利用停止、消去請求書に添付された同年5月24日付け人第66号・個人情報開示決定通知書一式が請求人の自己情報に関する宮城県個人情報保護条例21条1項に基づき情報開示された個人情報であることを知りながら、故意に請求人の各理由に対する対等な理由が付されていない点につき、明らかに合理的理由なき処分は審理過程上の重大な欠陥がある違法は免れないから、日本国憲法13条に基づく幸福追求権に該当する「知る権利」を侵害した違法行為は法的に無効と抗議し、第二に、本件各決定の理由では、令和3年7月11日付け保有個人情報に関する訂正申立、利用停止、消去請求書に添付された同年5月24日付け人第66号・個人情報開示決定通知書一式が請求人の自己情報に関する宮城県個人情報保護条例21条1項に基づき情報開示された個人情報であることを知りながら、故意に請求人の各理由に対する客観的事実とは異なる点につき、明らかに保有個人情報の利用に関して公益上の観点では、開示請求者本人の利益だけでなく現在及び将来的にも保有個人情報を管理する関連行政機関を含め社会法益にも著しい矛盾を生じさせる審理過程上の重大な欠陥がある違法性は免れないから、日本国憲法13条に基づく幸福追求権に該当する「正す権利」を侵害した違憲行為は法的に無効と抗議する。

(主な争点)

- 一 平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇書(〇〇)での虚偽公文書の是非
- 二 平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇書(〇〇)での偽造公文書の是非
- 三 地方自治法180条の九第1項と警察法38条第3項は同義の法的関係であるから、都道府県警察の管理義務違反が地方自治法2条17項に基づき無効となるかの是非

(捕捉として)

本件各決定において、本件前提事件とは令和〇年〇〇月〇〇日付け警察法41条2項に基づく宮城県公安委員会委員に関する罷免請求事案であり、警察法38条3項に基づく都道府県警察の管理義務につき職務上の著しい非行として宮城県公安委員会委員による職務上の管理義務違反を申告し、職務上の著しい非行の有無が主な争点となる事件であるから、当該前提事件(令和元年8月30日付け人第206号)については、第一に、既存提出資料では〇〇らを被疑者とした組織犯罪処罰法違反告訴被疑事件が受理されている旨、追加添付資料でも係属被疑事件など生じている経過。第二に、既存提出資料では宮城県〇〇らを被疑者とした組織犯罪処罰法違反を告訴相談した旨、その後は受理されただけではなく係属被疑事件など生じている経過。第三に、既存提出資料をもって、最高検察庁、〇〇検察庁いずれの判断を通じ宮城県

〇〇らによる虚偽公文書作成等ないし偽造公文書作成及び行使等を含め被疑事件〇〇件が既に〇〇検察庁に差戻され再係属して経過を告知しており、追加提出資料でも係属被疑事件〇〇件が〇〇検察庁に再係属されている経過であり、いずれの顕著な事実は、当該苦情申出事案の調査で判断すべき重要な事項が遺脱された事実関係として、改めて訂正すべき重大な判断要件があることは一見至極明らかである。最後に、実質的に、宮城県公安委員会が警察法38条3項に基づく宮城県警察の管理義務として、追加提出資料である個別疎明資料を確認しても、前記〇〇書には当時・虚偽公文書での作成行使があり、事後的には偽造公文書での作成行使も生じており、明らかに宮城県〇〇らの職務執行には職務上の著しい非行があること明白であって、それは警察法41条2項に規定された同法38条3項（管理義務）違反に該当する宮城県公安委員会委員による職務上の著しい非行と非難されなければならない事実関係。よって、対象行政文書の個人情報には争点に対する著しい齟齬があつて、判断されるべき重要な事項の遺脱がある対象個人情報は組織的に歪曲されて記録されている他、宮城県個人情報保護条例8条による本来の利用目的と著しく性質を異とし、社会正義に反して悪用される為、結果的に対象個人情報を訂正すれば、利用停止又は消去しなければならない。

（結論）

本件各決定は、いずれも請求人の各理由に対する対等な理由が付されていない点につき、明らかに合理的理由のなき判断であつて、客観的事実と異なる点につき、明らかに保有個人情報の利用に関して開示請求者本人の利益だけではなく、現在及び将来的にも保有個人情報を管理する関連行政機関を含め社会法益にも著しい矛盾を生じさせる処分は審理過程上の重大な欠陥がある違法は免れないから、日本国憲法13条に基づく幸福追求権に該当する「知る権利」及び「正す権利」を侵害した違憲行為は法的に無効と抗議し、対象行政文書の個人情報は争点として判断すべき重要な事項の遺脱がある部分を含め恣意的に歪曲された個人情報が記録されており、宮城県個人情報保護条例8条における本来の利用目的と性質を異とし、社会正義に反して恣意的に悪用される社会悪の源泉に外ならないため、早急にも訂正された上で結果的に利用停止等されなければならない。

（2）反論書

形式的な判断として、原処分・令和3年8月11日付け人第164号に関する弁明書の理由では、当該訂正対象とされるべき請求人（自己）を本人とする保有個人情報に関する「事実」に「評価・判断」は及ばない旨（拡大解釈不適格説）が主張された。

しかし、既に対象行政文書が宮城県個人情報保護条例（以下、「法」という）

17条で開示される請求人（自己）を本人とする保有個人情報であることは顕著な事実であり、本件法27条における自己を本人とする保有個人情報について、その内容が事実でないと思料するときに行うことができると規定されている法的関係についても相共に争いのない顕著な事実である。

司法上の裁判例では、まず本件訂正申立てと同様の法的関係にある民事訴訟法257条（更正決定）1項には「判決に計算違い、誤記その他これらに類する明白な誤りがあるときは、裁判所は、申立てにより又は職権で、いつでも更正決定をすることができる」旨があり、その裁判例（東京地決平9・3・31判時一六一三・一一四）には「更正申立てに対して実体判断をした上でなされた却下決定についても、本条二項（旧194条3項）を類推し、即時抗告を認めるのが相当である」と判示されており、司法手続きの選択においても、同法257条2項で「更正決定に対しては、即時抗告をすることができる。ただし、判決に対し適法な控訴があったときは、この限りではない」と法的に制限されたことには、日本国憲法32条で保障された「裁判を受ける権利」として不服申立権の行使において形式的な誤記の訂正だけでなく、実質的な事実誤認を是正する法的権利も容認した法的関係と解されるべきである。

尚、既存の裁判例（最判平成13・12・18民集55巻7号1603項）では、情報公開制度と個人情報保護条例制度の法的関係は『互いに相いれない性質のものではなく、むしろ、相互に補完し合って公の情報の開示を実現するための制度ということが出来る』旨が判示されており、既に今後の法改正で複合的な当該情報公開制度が一本化される状況であり、原処分に対する不服申立制度においても、その教示として、「この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内に、宮城県知事に審査請求をすることができます。ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります」と明記されている法的関係でもある。

以上のとおり、本件法27条所定の事由による訂正申立てについては、請求人や（自己）を本人とする保有個人情報に関する「事実」の対象には、明らかな事実誤認や違法性ある誤記等も単なる評価・判断ではなく、元々、対象行政文書が保有個人情報として法的に保護されるべき対象事実であるから、本件法27条所定の事由に基づく訂正申立ての保護対象となる。

また、原処分・令和3年8月11日付け人第165号に関する理由においても、結果的には、前記と同様、形式的な判断として対象行政文書の前提となる事実が是正された場合は、その後の対象行政文書の利用目的は実質的に本来の目的と異なること明白であるから、請求人が自己を本人とする保有個

人情報に関する本件原処分に対し日本国憲法13条で保障された「知る権利」だけではなく「正す権利」をも主張して抗議する所以である。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が弁明書において述べている内容はおおむね以下のとおりである。

請求者が訂正を求める箇所は、実施機関及び警察本部の公安委員会委員の罷免理由該当の有無及びそれに係る苦情対応についての事実認定が記載された箇所である。

条例第27条第1項は、開示を受けた個人情報であること、自己に関する個人情報であること、個人情報が事実と合致していないと認められることを要件として定めている。ここでいう個人情報とは条例第2条の定義により、請求者が訂正を求める箇所は、個人情報に該当しない。訂正請求制度の趣旨は、正確でない個人情報に基づいた行政処分等により本人が不測の権利利益侵害を被ることを未然に防止することであり、開示を受けた行政文書に記載されているからといって自己に関する情報を拡大解釈し、訂正請求の対象と認めることは許容されないと考えられる。

したがって、条例第27条第1項に規定する訂正請求対象情報に該当するとは認められないことから、条例第29条に規定する訂正義務該当性について検討するまでもなく、非訂正と判断したものである。

なお、訂正を求める内容が事実と合致することを証明する書類の提出がされていない等、本件請求には形式上の不備があるが、そもそも請求要件を具備せず、補正を命じても解消できないことから、補正を命じないこととしている。

第5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は、実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める権利その他の個人情報の保護に関し必要な事項を定めることにより、個人情報の適正な取扱いの確保及び個人の権利利益の侵害の防止を図り、もって個人の人格と尊厳の尊重に寄与することを目的として制定されたものである。

当審査会は、この目的に沿って条例を解釈し、以下のとおり判断する。

2 本件訂正請求について

本件訂正請求は、本件個人情報について、別紙1のとおりその訂正を求めるものである。

当審査会では、実施機関から本件個人情報の提供を受けて、インカメラ審理によって実際に見分し、本件処分の妥当性を検討する。

3 訂正請求の対象情報について

訂正請求については、条例第27条第1項において、開示を受けた自己に関する個人情報と事実と合致していないと認めるときは、実施機関に対し、その訂正の請求をすることができるとしているが、その対象は「事実」であって、「評価・判断」には及ばないと解される。

4 本件個人情報の内容及び訂正の要否について

実施機関は上記第4において、請求者が訂正を求める箇所については個人情報に該当せず、したがって条例第27条第1項に規定する訂正請求対象情報に当たらない旨説明している。しかし、当該箇所は実施機関が令和3年5月24日付け開示決定により審査請求人を本人とする個人情報として開示した「対象個人情報を含む行政文書」に含まれており、条例第27条第1項に規定する訂正請求対象情報に該当すると認められる。

そこで、審査請求人が訂正を求めている箇所が開示を受けた自己に関する個人情報に該当するとの前提のもと、実施機関及び審査請求人に対し、当該箇所が「事実」として記載された箇所か、「評価・判断」が記載された箇所か主張を聞いたところ、実施機関からのみ回答があった。それによると、おおむね以下の理由により、当該箇所は「事実」には該当しないと考えるとのことであった。

審査請求人が訂正を求めている箇所が、「事実」として記載された箇所か、「評価・判断」が記載された箇所かについて、「事実」とは、住所、氏名、年齢、生年月日、学歴等の客観的に正誤の判断を行うことができるものをいい、審査請求人が訂正を求めている箇所は、いずれも審査請求人が公安委員会委員の罷免請求をした事案に対して、宮城県警察及び人事課が調査結果に基づき「評価・判断」を示した部分であることから、条例第27条第1項の訂正請求の対象となる、「事実」には該当しないものとする。

当審査会において本件個人情報を確認したところ、審査請求人が訂正を求める部分は、実施機関の説明のとおり、審査請求人が提出した罷免請求状に対し実施機関及び宮城県公安委員会が審査・確認を行った結果を踏まえ、「評価・判断」を示した部分であると認められることから、条例第27条第1項の訂正請求の対象となる「事実」に該当しないものと認められる。

したがって、本件訂正請求は、条例第29条の個人情報を訂正しなければならない場合に該当するとは認められない。

5 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断に影響

するものではない。

6 結論

当審査会は、上記のとおり本件個人情報を具体的に検討し、「第1 審査会の結論」のとおり判断した。

第7 付言

実施機関は上記第4において、審査請求人が訂正を求める箇所は条例第27条第1項に規定する訂正請求対象情報に該当しないと説明しているが、当該箇所は上記第5の4のとおり、条例第27条第1項に規定する訂正請求対象情報に該当すると認められる。実施機関の当該判断により、上記第5の4のとおり、当審査会で実施機関及び審査請求人対して意見を求める必要が生じることとなる等、当審査会の審議に影響を及ぼしている。

また、実施機関は上記第4において、審査請求人が訂正を求める箇所は条例第27条第1項に規定する訂正請求対象情報に該当せず、補正を命じても解消できないことから、本件訂正請求においては補正を命じていない旨説明しているが、前述のとおり、当該箇所は条例第27条第1項に規定する訂正請求対象情報に該当すると認められるため、本件訂正請求において補正を命じなかった実施機関の判断は当審査会では是認できるものではない。

実施機関においては、今後、条例の制定趣旨目的を踏まえた的確な実施判断が望まれる。

第8 審査会の処理経過

当審査会における処理経過は、別紙2のとおりである。

別紙 1

本件個人情報	訂正を求める箇所及び訂正を求める内容
令和元年8月30日付け人第206号「罷免請求状について（回答）」	通知文書2行目の「警察法第41条第2項に規定する委員の罷免理由に該当するような事実はありませんでした。」の記述の訂正。
	起案文書中の起案理由2行目「警察法第41条第2項に規定する委員の罷免理由に該当するような事実は認められなかったことから」の記述の訂正。
令和元年8月22日付け宮本総第817号「照会回答について」	別紙のうち、「4 県警察の調査結果に基づく審議」の9行目「との内容であり公安委員会で審議を行った結果、県警察の対応に問題はないと判断した。」の記述の訂正。
	別紙のうち、「6 公安委員会における苦情対応の適否」の3行目「文書にて調査結果を通知していることから、職務上の義務違反には該当しないものと判断される。」の記述の訂正。

別紙2

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
令和3年11月15日	○諮問を受けた（諮問乙第99号）。
令和6年3月22日 （第282回審査会）	○事案の審議を行った。
令和6年4月24日 （第283回審査会）	○事案の審議を行った。
令和6年5月29日 （第284回審査会）	○事案の審議を行った。
令和6年6月28日 （第285回審査会）	○事案の審議を行った。
令和6年7月31日 （第286回審査会）	○事案の審議を行った。
令和6年8月29日 （第287回審査会）	○事案の審議を行った。

(参考)

宮城県個人情報保護審査会委員名簿

(令和6年10月1日現在)

氏名	区分	備考
大江裕幸	東北大学大学院法学研究科教授	
大橋洋介	弁護士	会長
佐藤英世	東北学院大学法学部教授	会長職務代理者
杉浦永子	第一印象研究所代表	
吉田大輔	弁護士	

(五十音順)

諮問日：令和3年11月15日（諮問乙第100号）

答申日：令和6年10月1日（答申乙第81号）

件名：罷免請求関係文書に係る個人情報非利用停止決定に対する審査請求について

答 申

第1 審査会の結論

宮城県知事が行った個人情報非利用停止決定は妥当である。

第2 審査請求に係る経過

- 1 審査請求人は、個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年宮城県条例第72号）附則第3条3項の規定により、なお従前の例によるものとされる同条例附則第2条の規定による廃止前の個人情報保護条例（平成8年宮城県条例第27号。以下「条例」という。）に基づき令和3年5月24日付けで開示を受けた個人情報（以下「本件個人情報」という。）に対し、令和3年7月11日付けで、別紙1の箇所に関する個人情報利用停止請求（以下「本件利用停止請求」という。）を行った。
- 2 宮城県知事（以下「実施機関」という。）は、条例第33条第1項の規定により、本件利用停止請求に係る個人情報非利用停止決定（以下「本件処分」という。）を行い、個人情報を非利用停止とした理由を次のとおり付して、令和3年8月11日付けで審査請求人に通知した。

個人情報保護条例第33条第1項に規定する要件を具備しないため。
利用停止を求める箇所及び内容が自己に関する個人情報に該当しないため。

- 3 審査請求人は、令和3年10月24日付けで、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、宮城県知事に対し審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

- 1 審査請求の趣旨
審査請求の趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。
- 2 審査請求の理由
審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書、及び反論書の記載によると、おおむね次のとおりである。

(1) 審査請求書

第一に、本件各決定の理由では、令和3年7月11日付け保有個人情報に関する利用停止申立、利用停止、消去請求書に添付された同年5月24日付け人第66号・個人情報開示決定通知書一式が請求人の自己情報に関する宮城県個人情報保護条例21条1項に基づき情報開示された個人情報であることを知りながら、故意に請求人の各理由に対する対等な理由が付されていない点につき、明らかに合理的理由なき処分は審理過程上の重大な欠陥がある違法は免れないから、日本国憲法13条に基づく幸福追求権に該当する「知る権利」を侵害した違法行為は法的に無効と抗議し、第二に、本件各決定の理由では、令和3年7月11日付け保有個人情報に関する利用停止申立、利用停止、消去請求書に添付された同年5月24日付け人第66号・個人情報開示決定通知書一式が請求人の自己情報に関する宮城県個人情報保護条例21条1項に基づき情報開示された個人情報であることを知りながら、故意に請求人の各理由に対する客観的事実とは異なる点につき、明らかに保有個人情報の利用に関して公益上の観点では、開示請求者本人の利益だけでなく現在及び将来的にも保有個人情報を管理する関連行政機関を含め社会法益にも著しい矛盾を生じさせる審理過程上の重大な欠陥がある違法性は免れないから、日本国憲法13条に基づく幸福追求権に該当する「正す権利」を侵害した違憲行為は法的に無効と抗議する。

(主な争点)

一 平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇書(〇〇)での虚偽公文書の是非

二 平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇書(〇〇)での偽造公文書の是非

三 地方自治法180条の九第1項と警察法38条第3項は同義の法的関係であるから、都道府県警察の管理義務違反が地方自治法2条17項に基づき無効となるかの是非

(捕捉として)

本件各決定において、本件前提事件とは令和〇年〇〇月〇〇日付け警察法41条2項に基づく宮城県公安委員会委員に関する罷免請求事案であり、警察法38条3項に基づく都道府県警察の管理義務につき職務上の著しい非行として宮城県公安委員会委員による職務上の管理義務違反を申告し、職務上の著しい非行の有無が主な争点となる事件であるから、当該前提事件(令和元年8月30日付け人第206号)については、第一に、既存提出資料では〇〇らを被疑者とした組織犯罪処罰法違反告訴被疑事件が受理されている旨、追加添付資料でも係属被疑事件など生じている経過。第二に、既存提出資料では宮城県〇〇らを被疑者とした組織犯罪処罰法違反を告訴相談した旨、その後は受理されただけではなく係属被疑事件など生じている経過。第三に、既存提出資料をもって、最高検察庁、〇〇検察庁いずれの判断を通じ宮城県

〇〇らによる虚偽公文書作成等ないし偽造公文書作成及び行使等を含め被疑事件〇〇件が既に〇〇検察庁に差戻され再係属して経過を告知しており、追加提出資料でも係属被疑事件〇〇件が〇〇検察庁に再係属されている経過であり、いずれの顕著な事実は、当該苦情申出事案の調査で判断すべき重要な事項が遺脱された事実関係として、改めて利用停止すべき重大な判断要件があることは一見至極明らかである。最後に、実質的に、宮城県公安委員会が警察法38条3項に基づく宮城県警察の管理義務として、追加提出資料である個別疎明資料を確認しても、前記〇〇書には当時・虚偽公文書での作成行使があり、事後的には偽造公文書での作成行使も生じており、明らかに宮城県〇〇らの職務執行には職務上の著しい非行があること明白であって、それは警察法41条2項に規定された同法38条3項（管理義務）違反に該当する宮城県公安委員会委員による職務上の著しい非行と非難されなければならない事実関係。よって、対象行政文書の個人情報には争点に対する著しい齟齬があつて、判断されるべき重要な事項の遺脱がある対象個人情報は組織的に歪曲されて記録されている他、宮城県個人情報保護条例8条による本来の利用目的と著しく性質を異とし、社会正義に反して悪用される為、結果的に対象個人情報を利用停止すれば、利用停止又は消去しなければならない。

（結論）

本件各決定は、いずれも請求人の各理由に対する対等な理由が付されていない点につき、明らかに合理的理由のなき判断であつて、客観的事実と異なる点につき、明らかに保有個人情報の利用に関して開示請求者本人の利益だけではなく、現在及び将来的にも保有個人情報を管理する関連行政機関を含め社会法益にも著しい矛盾を生じさせる処分は審理過程上の重大な欠陥がある違法は免れないから、日本国憲法13条に基づく幸福追求権に該当する「知る権利」及び「正す権利」を侵害した違憲行為は法的に無効と抗議し、対象行政文書の個人情報は争点として判断すべき重要な事項の遺脱がある部分を含め恣意的に歪曲された個人情報が記録されており、宮城県個人情報保護条例8条における本来の利用目的と性質を異とし、社会正義に反して恣意的に悪用される社会悪の源泉に外ならないため、早急にも利用停止された上で結果的に利用停止等されなければならない。

（2）反論書

形式的な判断として、原処分・令和3年8月11日付け人第164号に関する弁明書の理由では、当該利用停止対象とされるべき請求人（自己）を本人とする保有個人情報に関する「事実」に「評価・判断」は及ばない旨（拡大解釈不適格説）が主張された。

しかし、既に対象行政文書が宮城県個人情報保護条例（以下、「法」という）

17条で開示される請求人（自己）を本人とする保有個人情報であることは顕著な事実であり、本件法33条における自己を本人とする保有個人情報について、その内容が事実でないと思料するときに行うことができると規定されている法的関係についても相共に争いのない顕著な事実である。

司法上の裁判例では、まず本件利用停止申立てと同様の法的関係にある民事訴訟法257条（更正決定）1項には「判決に計算違い、誤記その他これらに類する明白な誤りがあるときは、裁判所は、申立てにより又は職権で、いつでも更正決定をすることができる」旨があり、その裁判例（東京地決平9・3・31判時一六一三・一一四）には「更正申立てに対して実体判断をした上でなされた却下決定についても、本条二項（旧194条3項）を類推し、即時抗告を認めるのが相当である」と判示されており、司法手続きの選択においても、同法257条2項で「更正決定に対しては、即時抗告をすることができる。ただし、判決に対し適法な控訴があったときは、この限りではない」と法的に制限されたことには、日本国憲法32条で保障された「裁判を受ける権利」として不服申立権の行使において形式的な誤記の利用停止だけでなく、実質的な事実誤認を是正する法的権利も容認した法的関係と解されるべきである。

尚、既存の裁判例（最判平成13・12・18民集55巻7号1603項）では、情報公開制度と個人情報保護条例制度の法的関係は『互いに相いれない性質のものではなく、むしろ、相互に補完し合って公の情報の開示を実現するための制度ということが出来る』旨が判示されており、既に今後の法改正で複合的な当該情報公開制度が一本化される状況であり、原処分に対する不服申立制度においても、その教示として、「この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内に、宮城県知事に審査請求をすることができます。ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります」と明記されている法的関係でもある。

以上のとおり、本件法33条所定の事由による利用停止申立てについては、請求人や（自己）を本人とする保有個人情報に関する「事実」の対象には、明らかな事実誤認や違法性ある誤記等も単なる評価・判断ではなく、元々、対象行政文書が保有個人情報として法的に保護されるべき対象事実であるから、本件法33条所定の事由に基づく利用停止申立ての保護対象となる。

また、原処分・令和3年8月11日付け人第165号に関する理由においても、結果的には、前記と同様、形式的な判断として対象行政文書の前提となる事実が是正された場合は、その後の対象行政文書の利用目的は実質的に本来の目的と異なること明白であるから、請求人が自己を本人とする保有個

人情報に関する本件原処分に対し日本国憲法13条で保障された「知る権利」だけではなく「正す権利」をも主張して抗議する所以である。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が弁明書において述べている内容はおおむね以下のとおりである。

請求者が利用停止を求める箇所は、実施機関及び警察本部の公安委員会委員の罷免理由該当の有無及びそれに係る県警察の苦情対応についての事実認定が記載された箇所である。

条例第33条第1項は、開示を受けた個人情報であること、自己に関する個人情報であること、個人情報の収集の制限・目的外利用の制限・保有の制限または提供の制限の規定に違反していると認められることを要件として定めている。ここでいう個人情報とは条例第2条の定義により、請求者が利用停止を求める箇所は、個人情報に該当しない。利用停止請求制度の趣旨は、実施機関における個人情報の適切な取扱いを確保することであり、開示を受けた行政文書に記載されているからといって自己に関する情報を拡大解釈し、利用停止請求の対象と認めることは許容されないと考えられる。

したがって、条例第33条第1項に規定する利用停止請求対象情報に該当するとは認められないことから、条例第35条に規定する利用停止義務該当性について検討するまでもなく、非利用停止と判断したものである。

第5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は、実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める権利その他の個人情報の保護に関し必要な事項を定めることにより、個人情報の適正な取扱いの確保及び個人の権利利益の侵害の防止を図り、もって個人の人格と尊厳の尊重に寄与することを目的として制定されたものである。

当審査会は、この目的に沿って条例を解釈し、以下のとおり判断する。

2 本件利用停止請求について

本件利用停止請求は、本件個人情報について、別紙1のとおりその利用停止を求めるものである。

当審査会では、実施機関から本件個人情報の提供を受けて、インカメラ審理によって実際に見分し、本件処分の妥当性を検討する。

3 利用停止請求の対象情報について

利用停止請求については、条例第33条第1項において「第7条の規定に違

反して収集されたとき、第8条の規定に違反して利用されているとき、又は第12条の規定に違反して保有されているときは当該保有個人情報の利用の停止又は消去を請求することができる。」旨を規定している。

そして、条例第35条は「実施機関は、利用停止請求があったときは、必要な調査を行い、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該実施機関における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止をしなければならない。」と規定している。

4 本件個人情報の内容及び利用停止の要否について

(1) 実施機関は上記第4において、請求者が利用停止を求める箇所については個人情報に該当せず、したがって条例第33条第1項に規定する利用停止請求対象情報に当たらない旨説明している。しかし、当該箇所は実施機関が令和3年5月24日付け開示決定により審査請求人を本人とする個人情報として開示した「対象個人情報を含む行政文書」に含まれており、条例第33条第1項に規定する利用停止請求対象情報に該当すると認められる。

(2) そこで、審査請求人が利用停止を求めている箇所が「開示を受けた自己に関する個人情報」に該当するとの前提のもと、実施機関及び審査請求人に対し、当該箇所が条例第33条第1項の要件に該当するの可否かについて、それぞれに主張を聞いたところ、実施機関からのみ回答があった。それによると、おおむね以下の理由により、条例第33条第1項の要件には該当しないと考えるとのことであった。

イ 条例第7条該当性について

(イ) 第1項については、審査請求人が公安委員会委員の罷免請求をした事案に対して、事務の執行上必要な範囲で収集したものであること。

(ロ) 第2項については、審査請求人が公安委員会委員の罷免請求をした事案に対して、宮城県警察及び人事課が調査結果に基づき、審査請求人に通知したものであり、適法かつ公正な手段により収集したものであること。

(ハ) 第3項については、審査請求人からの罷免請求手続きにより、直接収集したものであること。

(ニ) 第4項については、要配慮個人情報ではないこと。

ロ 条例第8条該当性について

審査請求人が公安委員会委員の罷免請求をした事案に対して、審査請求

人に通知したものであることから、利用目的以外の目的で利用又は提供したのではないこと。

ハ 条例第12条該当性について

審査請求人が公安委員会委員の罷免請求をした事案に対して、当該個人情報と関連する事務の目的上、保有する必要がある個人情報であり、保存年限も経過していないことから、事務の用に供されなくなっていないこと。

- (3) 実施機関の回答について検討すると、上記第(2)のイ(ハ)において、本件個人情報は審査請求人から直接収集した旨説明しているが、審査請求人が利用停止を求めている箇所には、宮城県警察が作成した調査結果に係る情報が含まれており、これらは本人から直接収集したものとは認められない。

しかしながら、本件個人情報の収集については、実施機関が事務に必要な限度で使用し、かつ、使用することに相当な理由があると認められるものであり、条例第7条第3項の例外規定である同項7号及び条例第8条第1項第6号に該当し、条例第33条第1項に定める要件には該当しないものと認められる。

また、上記第(2)のイ(ハ)以外の実施機関の説明については、特段不合理な点は認められず、本件対象個人情報が条例第33条第1項に定める要件に該当していると認めるべき事情は認められない。

したがって、本件利用停止請求について条例第35条の利用停止請求に理由があると認めるときに該当するとは認められない。

5 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断に影響するものではない。

6 結論

当審査会は、上記のとおり本件個人情報を具体的に検討し、「第1 審査会の結論」のとおり判断した。

第7 付言

実施機関は上記第4において、審査請求人が利用停止を求める箇所は条例第33条第1項に規定する利用停止請求対象情報に該当しないと説明しているが、当該箇所は上記第5の4のとおり、条例第33条第1項に規定する利用停止請求対象情報に該当すると認められる。実施機関の当該判断により、

上記第5の4のとおり、当審査会で実施機関及び審査請求人対して意見を求める必要が生じることとなる等、当審査会の審議に影響を及ぼしている。実施機関においては、今後、条例の制定趣旨目的を踏まえた的確な実施判断が望まれる。

第8 審査会の処理経過

当審査会における処理経過は、別紙2のとおりである。

別紙 1

本件個人情報	利用停止を求める箇所及び利用停止を求める内容
令和元年8月30日付け人第206号「罷免請求状について（回答）」	通知文書2行目の「警察法第41条第2項に規定する委員の罷免理由に該当するような事実はありませんでした。」の記述の利用停止。
	起案文書中の起案理由2行目「警察法第41条第2項に規定する委員の罷免理由に該当するような事実は認められなかったことから」の記述の利用停止。
令和元年8月22日付け宮本総第817号「照会回答について」	別紙のうち、「4 県警察の調査結果に基づく審議」の9行目「との内容であり公安委員会で審議を行った結果、県警察の対応に問題はないと判断した。」の記述の利用停止。
	別紙のうち、「6 公安委員会における苦情対応の適否」の3行目「文書にて調査結果を通知していることから、職務上の義務違反には該当しないものと判断される。」の記述の利用停止。

別紙2

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
令和3年11月15日	○諮問を受けた（諮問乙第100号）。
令和6年3月22日 （第282回審査会）	○事案の審議を行った。
令和6年4月24日 （第283回審査会）	○事案の審議を行った。
令和6年5月29日 （第284回審査会）	○事案の審議を行った。
令和6年6月28日 （第285回審査会）	○事案の審議を行った。
令和6年7月31日 （第286回審査会）	○事案の審議を行った。
令和6年8月29日 （第287回審査会）	○事案の審議を行った。

(参考)

宮城県個人情報保護審査会委員名簿

(令和6年10月1日現在)

氏名	区分	備考
大江裕幸	東北大学大学院法学研究科教授	
大橋洋介	弁護士	会長
佐藤英世	東北学院大学法学部教授	会長職務代理者
杉浦永子	第一印象研究所代表	
吉田大輔	弁護士	

(五十音順)